

令和7年度 豊島区内部統制評価報告書

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第150条第4項に規定する評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

豊島区においては、法第150条第2項及び「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。令和6年3月改定。以下「ガイドライン」という。）に基づき、「豊島区内部統制に関する方針」（令和7年3月5日）を策定し、当該方針に定めた財務に関する事務及び個人情報保護に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

内部統制自体は、事務の適正な執行を阻害するリスクの発生を完全にゼロにすることを可能とするものではないものの、区として内部統制を各部署の業務の中に組み入れ、職員一人ひとりの意識付けを図り、併せて業務遂行過程で不備が生じた場合には是正や改善に組織として対応できる取組を推進していきます。

2 評価手続

令和7年度を評価対象期間とし、令和8年3月31日を評価基準日として、ガイドラインによる評価作成方法に準拠し、区の体制に応じて財務に関する事務及び個人情報保護に関する事務に係る内部統制について、それぞれ以下の視点から評価を実施しました。

（1）全庁的な内部統制

ガイドライン別紙1の「地方公共団体の全庁的な内部統制の評価の基本的考え方及び評価項目」に基づき、項目ごとに対応した有効な取組等が存在するか、取組等に整備上の問題はないか、適切に運用されているか等について確認し、評価を実施しました。

（2）業務レベルの内部統制

各部署において、財務に関する事務及び個人情報保護に関する事務を十分に識別・評価し、リスク評価シートに記載されているリスク対応策の整備が適時に実施されたか、リスク対応策の内容が適切であったか、リスクが発生した場合に適切な対応が実施されたかについて評価しました。

3 評価結果

上記評価手続のとおり評価を実施したところ、次のとおりの評価結果となりました。

(1) 全庁的な内部統制

評価項目ごとのそれぞれにおいて適切な取組がされていたことから、整備上及び運用上の不備はなく、内部統制は有効であると評価しました。

(2) 業務レベルの内部統制

財務に関する事務処理上の誤り及び個人情報漏洩事故の発生はあったものの、区や区民に対し大きな経済的・社会的な不利益が生じるような内部統制の重大な不備に該当するものはなく、内部統制は有効であると評価しました。

4 不備の是正に関する事項

重大な不備に該当するものはありませんでしたが、発生した財務に関する事務処理上の誤り及び個人情報漏洩事故については、速やかにリスク対応策を講じました。

区民等に影響を与える事案の発生は、区民等の信頼を大きく損ねる恐れもあることから、事案が発生した部署以外においても再発の可能性がある事案については、全庁に関わるリスクとして識別して、対策を講じてまいります。

5 内部統制導入以前に発生した重大リスクへの対応について

参考資料で添付した令和8年3月に公表した契約事務に関する不適切な事務処理に係る事案については、令和6年度に発生したもので令和7年度より開始した内部統制の枠組みのもとで発生したのではないものの、組織としての意思決定や報告・連絡・相談の徹底といった基本的事項の重要性を改めて認識させるものであり、内部統制の観点からも重大なリスクとして重く受け止めています。

本件から得られた教訓については、令和8年度以降の内部統制の運用に確実に反映し、再発防止及び組織的なガバナンスの強化に取り組んでまいります。

令和8年6月 豊島区長 高際 みゆき